

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 1 月 2 日

介護事業所管理者殿

国富町保健介護課長  
(公印省略)

### 利用者との契約や同意等に係る押印手続きの見直しについて

平素から、本町の介護保険事業の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の交付等について（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。）」において、厚生労働省老健局長等から発せられた通知等における介護保険に関する各種様式については、これまで本町として言及はしてきませんでした。問い合わせも多々あることから、見直しに向けて検討しているところです。

つきましては、本町の取り扱いについては、下記のとおりとしますので、新規の契約や同意を得る必要性が生じたときから順次対応いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

- (1) 契約書及び重要事項説明書の同意（ケアプランを含む）については、押印は必ずしも必要とするものではありませんが、利用者が同意した客観的な証明として自筆の署名を必ずもらうこと  
※ケアプランに関しては、第 1 表～第 3 表、第 6 表に署名をもらってください。第 1 表に「居宅サービス計画書（第 1 表～第 3 表）について説明を受け、内容に同意し交付を受けました。」と記載があれば、第 2 表・第 3 表にそれぞれ署名をもらう必要はありません。
- (2) 署名が難しい場合は、代替手段を明示し、同意したことが証明できるよう支援経過記録等（紙面・電子保存でも可）に残すこと  
代替手段としては、以下のような方法が考えられます。
  - ・本人又は本人のキーパーソンであることが確認された e メールアドレスから提出されたメール本文（同意が確認できるもの）及び日時等、送受信記録の保存
  - ・本人確認情報（氏名・住所等及び根拠資料）とその入手過程（コピー、郵便受付、メールでの PDF 送付）の記録・保存及び文書や契約の成立過程（メールや SNS 上のやり取り）の保存
  - ・電子署名機能や電子認証サービス（利用時に ID/パスワードで認証し、日時や認証結果などを記録・保存できるもの等）の活用

(文書取扱)  
国富町役場 保健介護課 介護係  
TEL：0985-75-9423  
FAX：0985-75-9400